

地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、業務のため出張する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人大阪市民病院機構に勤務するすべての者
- (2) 役員 職員のうち地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第7条に定める役員をいう。
- (3) 出張 職員が業務のため一時その勤務場所を離れて出張又は学会に参加することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴い住所若しくは居所から新任地に出張し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴い旧任地から新任地に出張することをいう。ただし、職員の都道府県間の地域間にわたって赴任する場合等で、理事長がその赴任について旅費の支給を必要と認めた場合をいう。
- (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程における業務の級とは、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員

給与規程（以下「給与規程」という。）第6条第2項に規定する給料表(1)（以下「給料表(1)」という。）に定める級とし、同表の適用を受けない職員に係る業務の級については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の級に応じ、別表第1に定める給料表(1)の級
- (2) 地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程の適用を受ける職員 給料表(1)による3級。ただし、これにより難しい場合は理事長が別に定めることができる。
- (3) 前2号以外の職員 給料表(1)の適用を受ける者との権衡を考慮し理事長が決定するものとする。

3 この規程において「何々地」という場合には、市町村の地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任する場合には、その職員に対し、旅費を支給する。ただし、学会に参加する場合は、理事長が認めた場合に限り支給する。

2 職員（その者の扶養親族の出張について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が出張の出発前に出張命令を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該出張のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することがある。

3 職員が、出張中交通機関の事故、天災その他理事長が認める事情により、この規程により支給を受けた旅費額（旅費の支給を受けなかった場合には、支給を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支

給することがある。

(出張命令)

第4条 出張(学会に参加する場合を除く。以下この条、次条及び第6条において同じ。)は、理事長の発する出張命令によって行われなければならない。

2 理事長は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令を発するものとする。

(出張命令の変更)

第5条 理事長は、必要と認めるときは、既に発した出張命令を変更することがある。

2 出張者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令に従って出張することができない場合には、あらかじめ理事長に出張命令の変更の申請をしなければならない。

3 出張者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、出張後速やかに理事長に出張命令の変更の申請をしなければならない。

4 出張者が前2項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は変更の申請が認められなかった場合において、出張命令に従わないで出張したときは、理事長は、出張命令に従った部分の出張に対してのみ旅費を支給する。

(出張命令簿)

第6条 理事長は、出張命令を発し又は変更するには、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載し、出張者に対し提示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による提示をする時間的余裕がない場合には、理事長は、口頭により出張命令を発し又は変更することがある。こ

の場合において、理事長は、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載し、出張者に対し出張後速やかに提示するものとする。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道による出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路による出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空による出張について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）による出張について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により難しい場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

2 勤務地又は出張地以外の地に居住し又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに出張する場合には、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、滞在地から直ちに出張する場合の旅費額は、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額を超えることができない。

(出張日数の計算)

第9条 旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道による出張にあつては400キロメートル、水路による出張にあつては200キロメートル、陸路による出張にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

(同一滞在時における宿泊料)

第10条 出張者が同一地に滞在する場合における宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合はその超える日数について定額の1割、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の2割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の3割、滞在日数100日を超える場合にはその超える日数について定額の4割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地に滞在している場合に、一時的に他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除いて計算する。

(業務の級の変更等における計算)

第11条 鉄道による出張、水路による出張、航空による出張又は陸路による出張をしている際に、業務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(路程の計算)

第12条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該出張の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。

3 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる出張について、陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を基点とすることがある。

4 前3項の規定により路程を計算し難い場合の路程の計算については、理事長が定める。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
- (3) 役員、総合医療センター、十三市民病院の病院長及び住之江診療所長の業務を行う者（以下「病院長等」という。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。

以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による出張の場合には、次に規定する運賃。

ア 役員及び病院長等 上級の運賃

イ 職員（役員及び病院長等を除く。次号において同じ。） 中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による出張の場合には、次に規定する運賃

ア 役員及び病院長等 上級の運賃

イ 職員 下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合 その乗船に要する運賃

- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合 前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 役員及び病院長等が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による出張をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張の場合 前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による出張の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

- 2 航空賃は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により理事長が航空機の利用を許可した場合に限り支給する。
- 3 出張者は、航空賃（概算払に係る航空賃を除く。）の支給を請求するとき又は概算払に係る航空賃の精算をするときは、旅客運賃の支払を証明するに足る書類を理事長に提出しなければならない。

(車賃)

第16条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で出張の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたとき

は、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、1夜につき別表第2に定める額とする。

- 2 宿泊料は、水路による出張及び航空による出張については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(移転料)

第18条 移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 旧任地（新たに採用された職員については居住地。以下同じ。）から新任地までの路程に応じ別表第3に定める額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合（次号に該当する場合を除く。）又は扶養親族を有しない職員の場合 前号に定める額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から6月以内に扶養親族を移転する場合 前号に定める額に相当する額

- 2 前項第3号に掲げる場合において、扶養親族を移転する際における移転料の額が、職員が赴任した際の移転料の額と異なるときは、同号に定める額は、扶養親族を移転する際における移転料の額を基礎として計算する。

- 3 理事長は、業務上の必要があると認める場合又は天災その他やむを得ない事情があると認める場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第19条 着後手当の額は、第17条第1項の規定による宿泊料の額の5夜分に相

当する額とする。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を旧任地から新任地まで伴う場合 赴任を命じられた日における当該伴う扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢について次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額

ア 12歳以上の者である場合 その移転について職員に支給すべき鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額に相当する額並びに宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者である場合 アに定める額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者である場合 その移転について職員に支給すべき宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額

(2) 前号に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号に該当する場合 扶養親族の旧居住地から新居住地までの出張について前号の規定に準じて計算した額（その額が同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

2 職員が赴任を命じられた日において胎児であった子を当該赴任の後移転する場合における扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

3 第1項第1号アからウまでの規定により扶養親族に係る宿泊料及び着後手当に相当する部分の旅費の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 第1項第1号ウに掲げる場合において、6歳未満の者を3人以上伴うときは、2人を超える人数1人につきその移転について職員に支給すべき鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を同号ウに定める額に加算する。

(勤務地及び近接地内出張の旅費)

第21条 勤務地及びその近接地内における出張については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の旅費に限り支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要がある場合 次に定める鉄道賃、船賃又は車賃
- ア 線路による出張の場合又は旅客運賃（以下「運賃」という。）の等級を設けない船舶による出張の場合 その乗車又は乗船に要する運賃
- イ 運賃の等級を設ける船舶による出張の場合 下級（運賃の等級を2階級に区分する場合）又は最下級の運賃
- ウ 車賃については、第16条に規定する額

- (2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 次に定める額の宿泊料
- ア 勤務地以外の地に宿泊する場合 別表第2に定める額
- イ 勤務地に宿泊する場合 別表第2に定める額の2分の1に相当する額。
- ただし、理事長が必要と認めるときは、別表第2に定める額を支給することがある。

(近接地の範囲)

第22条 前条に規定する勤務地の近接地とは、神戸市、三田市、大阪府豊能郡能勢町、京都市、宇治市、奈良市、桜井市、橿原市、河内長野市及び大阪府泉南郡岬町を結ぶ区域内の地域をいう。ただし、交通の便、地勢等の事情によりこれに該当するものと認められない地域を除く。

(日額旅費)

第23条 次に掲げる出張のうち、当該出張の性質上日額旅費を支給することを
適当と認めて理事長が指定するものについては、第7条第1項に規定する旅
費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

- (1) 事務、事業、工事等の施行、監督、調査その他これらに類する目的のため
の出張
- (2) 診療費等の徴収その他これらに類する目的のため
の出張
- (3) 長期間の研修、講習その他これらに類する目的のため
の出張
- (4) 前3号に掲げる出張を除くほか、その業務の性質上常時出張を必要とす
る職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、理事長が別に定める。ただし、そ
の額は、当該日額旅費の性質に応じ、第7条第1項に規定する旅費の額につい
てこの規程で定める基準を超えないものとする。

(退職者等の旅費)

第24条 職員が出張中に退職、解雇、失職若しくは休職となった場合又は死亡し
た場合には、当該職員又はその遺族に対し、理事長の定めるところにより旅費
を支給する。

(外国出張の旅費)

第25条 本邦と外国との間における出張及び外国における出張（以下これらを
「外国出張」という。）の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当、
宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、出張雑費及び死亡手当
とする。

2 外国出張の旅費の額、日当、宿泊料、食卓料、支給条件及び支給方法につい
ては、理事長が別に定める。

(旅費の調整)

第26条 理事長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準により旅費の調整を行うものとする。

- (1) 出張者が、法人所有の船車を利用して出張したため所定の鉄道賃、船賃又は車賃を支給することが適当でない場合 当該鉄道賃、船賃又は車賃の全額を支給しない。
- (2) 法人の経費以外から旅費が支給される場合 所定の旅費を支給しない。
- (3) 第22条に規定する近接地の範囲に入らないが、交通の便、地勢等の事情によりこれに準ずると認められる地に出張するため、所定の鉄道賃又は船賃を支給する必要がないと認められる場合 最下級の運賃によるものとし、特別車両料金又は特別船室料金は支給しない。
- (4) 出張の目的たる用務のため主催者側の提供に係る宿泊施設に宿泊することを義務付けられている場合その他これに類するものとして理事長が定める場合 所定の宿泊料を支給するとし、通常必要としない宿泊料を支給することとなるときは、その必要としない部分の宿泊料を所定の旅費額から減額する。
- (5) 職員の業務の級がさかのぼって変更された場合 当該変更に伴う旅費額の増減は、行わない。
- (6) 着後手当を支給する場合において、次に掲げる区分により所定の着後手当を支給することが適当でないときは、それぞれ次に定める額の着後手当を支給する。

ア 出張者が新任地に到着後直ちに市設の宿舍又は自宅に入居する場合 宿泊料定額の2夜分に相当する額

イ 赴任に伴う住所又は居所の移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合 宿泊料定額の3夜分に相当する額

ウ 赴任に伴う住所又は居所の移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 宿泊料定額の4夜分に相当する額

- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該出張における特別の事情により、又は当

該出張の性質上この規程による旅費を支給するときは、不当に出張の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合 当該実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことがある。

- 2 理事長は、出張者がこの規程による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により、又は当該出張の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することがある。

(兼職者の旅費)

第27条 他の業務を兼ねる職員が、その兼ねる業務によって出張する場合には、当該業務相当の旅費を支給する。

(施行の細目)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する出張及び赴任から適用し、同日前に出発した出張及び赴任については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する出張及び赴任から適用し、同日前に出発した出張及び赴任については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する出張及び赴任から適用し、同日前に出発した出張及び赴任については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

給料表(1)の各級に相当する業務の級

給料表 (1)	給料表 (2)	給料表 (3)	給料表 (4)	給料表 (5)	給料表 (6)	給料表 (7)	給料表 (8)	給料表 (9)
8級								8級
7級	7級	7級	7級					7級
6級	6級	6級	6級	6級				6級
5級	5級	5級	5級	5級				5級
4級	4級	4級	4級	4級	3級			4級
3級	3級	3級	3級	3級	2級	3級		3級
2級	2級	2級	2級	2級	1級	2級		2級
1級	1級	1級	1級	1級		1級	1級	1級

別表第 2（第 17 条、第 21 条関係）

区分	宿泊料	
	甲地方	乙地方
役員	13,200 円	11,600 円
病院長等	11,800 円	10,300 円
職員（役員及び病院長等を除く）	8,700 円	7,600 円

備考 この表において、「甲地方」及び「乙地方」とは、それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 1 1 日当、宿泊料及び食卓料の表備考に規定する甲地方及び乙地方とする。

別表第3（第18条関係）

区分	鉄道 50 キロメートル未満	鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	鉄道 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	鉄道 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	鉄道 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	鉄道 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	鉄道 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	鉄道 2,000 キロメートル以上
役員	153,000 円	177,000 円	218,000 円	269,000 円	356,000 円	375,000 円	401,000 円	465,000 円
病院長等及び別表第1に掲げる給料表(1)6級以上の業務にある者、またはこれに相当する者	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
別表第1に掲げる給料表(1)5級及び4級の業務にある者、またはこれに相当する者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
別表第1に掲げる給料表(1)3級以下の業務にある者、またはこれに相当する者	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備考 水路における出張又は陸路における出張に関するこの表の適用については、水路4分の1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。